

【答申の概要】（諮問第234号）特定の県立学校における産業医巡視結果及び健康診断結果報告書等に関する文書の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求

件名	特定の県立学校における産業医巡視結果及び健康診断結果報告書等に関する文書の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	別記2のとおり
非開示理由	別記2のとおり
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	令和3年12月3日
主な論点	○別記1の請求3（以下「請求3」という。）に対し、別記2の請求対象公文書3を特定し、その全部を開示したとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はないか。 ○別記1の請求5（以下「請求5」という。）に対し、別記2の請求対象公文書5を特定した上で、請求の対象となる公文書を保有していないとして、条例第11条第2項に基づき行った非開示（不存在）決定の理由の提示に不自然、不合理な点はないか。
審査会の結論 別記1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記2に掲げる公文書を特定し、その一部を非開示とした決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。	
審査会の判断 1 本件審査請求の内容について 審査請求人は、請求3について、静岡県立静岡高等学校（以下「静岡高等学校」という。）は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第5条の産業医を選任すべき事業場に該当し、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、毎月1回、規則に定める要件を満たしていれば、少なくとも2月に1回の産業医による巡視が行われているはずであるから、本件決定において開示された2点の文書以外に、令和3年5月26日以降本件開示請求日までの間に、少なくとも残り1点以上の対象となる文書があるはずであり、文書の特定が不十分である旨主張する。 また、請求5については、規則第52条の規定より、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第44条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、結果報告書を人事委員会に提出しなければならないとされているのであるから、令和2年度に静岡高等学校で実施した定期健康診断の結果報告書が、本件開示請求日時点において未作成であり、保有していないとする実施機関の理由の提示は不合理であるとして、本件決定の取消しを求めていることから、以下、本件決定の妥当性について検討する。 2 関係法令の規定 労働安全衛生に関する関係法令等の規定の概要は以下のとおりである。 (1) 産業医等の選任について 法第12条及び令第4条において、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生管理者を選任し、規則第11条第1項の規定により、衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視しなければならないとされている。また、法第13条及び令第5条において、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないとされている。	

(2) 産業医の巡視について

産業医は、規則第 15 条において、原則として、少なくとも毎月 1 回、衛生管理者が行う巡視の結果等の情報提供を受けている場合で、事業者の同意を得ているときは少なくとも 2 月に 1 回、作業場等を巡視し、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

(3) 定期健康診断の結果報告について

規則第 52 条において、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、規則第 44 条に規定する定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。

3 関係法令の適用について

静岡県ホームページで公開されている静岡高等学校の「事務事業及び予算の執行実績(令和 2 年度「一部、令和 3 年度分を含む)」の職員調を確認したところ、静岡高等学校の令和 2 年度における常時勤務する教職員実人員は 79 人であった。したがって、静岡高等学校は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に該当し、産業医が選任されている。

また、規則第 52 条の健康診断結果報告については、所轄労働基準監督署長への提出とされているところ、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により、法に定める職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行うものとされていることから、規則に定める結果報告書は、教育委員会から人事委員会に提出されることとなる。

4 請求 3 に係る決定の妥当性について

(1) 実施機関は、令和 3 年 4 月 1 日以降本件開示請求日までの間に静岡高等学校において行った産業医による巡視は、令和 3 年 4 月 20 日及び同年 5 月 25 日の 2 回のみであったことから、「健康管理医(産業医)執務記録簿(4 月～5 月)」を特定したと主張するので、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 静岡高等学校においては、規則第 15 条に基づき、産業医に対し同校の衛生管理者が行う巡視結果等を定期的に情報提供し、労働安全衛生委員会等において教職員の同意を得た上で、産業医の定期巡視を 2 月に 1 回の頻度で実施していたが、規則に定める「少なくとも 2 月に 1 回」の巡視を「少なくとも年に 6 回」の実施と解釈し運用していた。

イ 静岡高等学校における産業医による巡視については、教職員や生徒の在籍が少ない長期休暇等の時期を避け、教職員や生徒が通常どおり在籍している状態で実施するようにしていたことから、令和 3 年 4 月 1 日以降、本件開示請求日までに実施した巡視は 4 月 20 日と 5 月 25 日の 2 回のみであり、6 月以降、本件開示請求日までに産業医による巡視は実施していなかった。

(2) したがって、令和 3 年 5 月 26 日以降本件開示請求日までに、巡視を実施していないため、対象となる公文書を作成しておらず、保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、他にその存在を推認させる事情も認められないことから、請求 3 に対し、令和 3 年 4 月及び同年 5 月に実施した巡視に係る「健康管理医(産業医)執務記録簿」を特定し、その全部を開示した決定は妥当と認められる。

5 請求 5 に係る決定の妥当性について

(1) 実施機関は、本件開示請求日時点においては、当該請求に係る文書を作成しておらず、保有していないと主張する。

(2) これに対し、審査請求人は、規則第 52 条を踏まえれば、実施機関の理由の提示は不合理であり、本件決定の取消しを求める旨主張している。

- (3) そこで、結果報告書の提出状況について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、結果報告書を人事委員会へ提出する旨の起案文書の写し及び提出した結果報告書の写しの提示があり、令和3年11月25日付けで当該文書が作成され、同日付けで人事委員会へ提出されていることが認められた。
- (4) したがって、本件開示請求日時点においては、結果報告書は作成されておらず、請求5の対象となる文書を保有していなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は妥当と認められる。
- 5 審査請求人のその他の主張について
 審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

別記1 開示請求の内容

静岡県立静岡高等学校に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく下記の資料

- (1) 令和3年4月1日以降実施した安全衛生委員会の議事録又は議事の概要（請求1）
- (2) 令和3年4月1日以降衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（請求2）
- (3) 令和3年4月1日以降いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（請求3）
- (4) 労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者が令和3年4月1日以降いわゆる産業医に提供した資料（請求4）
- (5) 令和2年度に実施した定期健康診断に関し、静岡県人事委員会へ提出した労働安全衛生規則第52条に基づく健康診断結果報告の類（県立高校個別に提出していないようでしたら、まとめて提出したもののうち静岡高等学校の状況が分かる資料）（請求5）

別記2 処分庁が特定した文書（請求対象公文書）

請求	特定した公文書の名称	決定
請求1	安全衛生委員会議事録（第1回～第6回） （請求対象公文書1）	全部開示
請求2	令和3年度日常点検及び職場巡視状況記録簿（4月～8月） （請求対象公文書2）	
請求3	健康管理医（産業医）執務記録簿（4月～5月） （請求対象公文書3）	
請求4	FAX送信票（4月報告分～7月報告分） （請求対象公文書4）	部分開示 （条例第7条第2号）
請求5	令和2年度に実施した定期健康診断に関し、静岡県人事委員会へ提出した労働安全衛生規則第52条に基づく健康診断結果報告の類（請求対象公文書5）	非開示（不存在） （条例第11条第2項）

